

下関市入札監視委員会規則第5条第9項により、次のとおり公表します。

下関市入札監視委員会（第29回）審議概要

開催日時	平成29年5月30日 13:30		
場所	下関市役所本庁舎新館5階大会議室		
委員	今村 俊一（弁護士） 田中 光太郎（一級建築士） 藤本 博美（ファイナンシャルプランナー） 村上 俊秀（高等学校教諭） 森 邦恵（大学准教授）		
審査対象期間	平成28年10月1日 ～ 平成29年3月31日		
審査対象総件数	263件	（抽出工事名称）	
及び 抽出 事案	条件付一般 競争入札	158件	・豊田浄化センター汚泥脱水設備工事
	指名競争入札	82件	・平成28年度 六連島漁港水産物供給 基盤機能保全工事
	随意契約	23件	・下関市立豊浦町学校給食共同調理場 雨漏り改修工事
議事事項及び委員か らの意見・質問、それ に対する回答等	議事項目、意見等	別紙のとおり	
	審議結果、回答等	別紙のとおり	
指名停止措置の運用 状況報告	6件18者		
委員会による意見の 具申又は勧告の内容	特になし		

議事項目、意見・質問	審議結果、回答
<p>・豊田浄化センター汚泥脱水設備工事</p>	
<p>移動式脱水車の標準的な耐用年数は何年か。</p> <p>更新前の脱水車の使用期間は何年か。</p> <p>上下水道局契約審査委員会の構成や内容はどのようなものか。</p>	<p>車両自体が7年、機器は10年なので、10年で考えている。</p> <p>20年。</p> <p>下関市上下水道局契約審査委員会規程に基づき設置している。委員は職員の中から管理者が任命しており、人数については規定していないが、本件当時は、副局長3名、工事所管課所長6名の計9名が委員となっている。</p>
<p>市内でこの業務ができる業者はどのくらいあるのか。</p> <p>入札参加資格確認申請業者数が3者で、入札参加業者数が2者となっているが、辞退者の辞退理由を確認しているか。</p>	<p>条件設定をした時点で、工事实績等から参加が見込まれる業者数は市外業者で29者、市内業者は該当しない</p> <p>特段確認していない。</p>
<p>1回目の入札で落札に至らず、2回目の入札で金額がかなり落ちしており、1回目の入札額が高かった業者がかなり金額を下げた落札しているが、どこを下げたのかわかる内訳書などを把握しているか。</p> <p>1回目の入札額が高かった業者が2回目にかなり金額を下げて落札しているが、工事の品質の確保はできるのか。</p>	<p>1回目の入札においては、内訳書の提出を求めているので確認できるが、2回目については、内訳書の提出を求めているので把握していない。</p> <p>本件工事は、機器費が多くを占めているので、そこを大きく落としたのではないかと考えている。</p>

<p>脱水車の設備機能は、2者とも全く同じものか。同じ製品か。</p> <p>同じ性能のものと言うことでよいか。</p>	<p>設計仕様の中で、求める特記仕様が定まっていて、それを満たしたもので入札されたということ言えば、同じものと言える。</p> <p>全く同じものとはまでは言えないが、最低限発注者が求める仕様を満たしていると言うこと。</p>
<p>・平成28年度 六連島漁港水産物供給基盤機能保全工事</p>	
<p>契約金額の変更があるが、変更の理由・内容は何か。</p> <p>6者指名して4者辞退しているが、辞退の理由がわかるか。また、辞退した場合、ペナルティーがあるか。</p>	<p>既設コンクリートの舗装版を撤去した後に、路盤高を確認したところ、計画より3cm程度低かったため、補足材として再生クラッシャーランを敷き均して路盤高を確保した。これに伴い契約金額の増額が発生した。</p> <p>辞退の理由は把握していない。また、ペナルティーはない。</p>
<p>6者以外に指名できる業者は何者あったのか。</p> <p>9者全部を指名することはできないのか。</p>	<p>資料がないので確実ではないが、全部で9者くらいではないかと思われる。</p> <p>本件工事であれば、要綱の規定により4者以上を指名することになり、今回は6者を指名したということである。</p>
<p>指名競争入札の理由は何か。</p>	<p>本市では、設計金額500万円未満の工事は、指名競争入札を実施しており、本件工事はそれに該当するため。</p>
<p>・下関市立豊浦町学校給食共同調理場雨漏り改修工事</p>	
<p>雨漏りによる緊急性はわかるが、かなりの建築年数が経っていたと言うことであれば、日常点検等により補修ができなかったのか、随意契約の経緯はどういったものか。また、工期が12月から</p>	<p>以前から雨漏りがあり、いつかは対応しなければと言うことであったが、本件ではこれ以上待てないと言うことで、緊急による随意契約とした。</p>

<p>3月までとなっているが、緊急対応としての工程の考え方はどうであったのか。</p> <p>意見として、日常点検を行っていく中で、雨漏りが軽微なうちに補修等により対応するほうが良いのかなと感じた。</p> <p>工程の考え方はどうか。</p> <p>雨漏りになってからでないといわからないので、やむを得ないと言ふことか。</p>	<p>工程については、契約後すぐに冬休み期間となったので、その期間に早急に対応した。また、雨漏りの状況であるが、防水層の上に保護するモルタルが張っており、防水状況が目視できないため、部分的な補修は困難であった。</p> <p>コンクリートの層を撤去しないと防水の状況がわからないので、全面的に改修する必要がある。</p>
<p>本件随意契約時の業者選定の考え方はどういうものか。</p>	<p>これまでもこの小学校や給食調理場の補修等の経験があり、現場を熟知していて緊急に対応できる業者を選定した。</p>
<p>競争入札と随意契約とではどのくらい時間が違うのか。</p> <p>本件の業者は、この建物を建築したわけではないが、補修等によく出入りしていたので、すぐに対応してもらえらるだろうと言うことで選定したのか。</p>	<p>競争入札では1月半程度、随意契約だと1～2週間程度で契約に至るので、かなり時間的に優位である。</p> <p>そのとおり。</p>
<p>本件業者以外にはよく出入りしている業者はいないのか。</p> <p>この工事ができるのは本件業者以外にはないのか。</p> <p>他の業者でもよかったのではないかと思うがいかがか。</p>	<p>建築工事のできる業者は他にもいるが、この現場で仕事をしたことがある業者が他にどこがあるかは、今はわからない。</p> <p>建築一式の許可を持った業者は他にもあるので、その意味では対応可能な業者はあるが、以前にこの現場で仕事をしたことのある業者がいるかということについては、資料がないのでわからないということ。</p> <p>以前、廊下の壁からの雨漏りを疑い本件業者に修繕を依頼した経緯がある。</p>

<p>随意契約であっても複数の業者から見積りを取ることもあると思うがいかがか。</p> <p>複数見積りの考えはなかったということか。</p>	<p>そのとおりだが、今回は緊急であったことから、すぐに対応できる1者と随意契約したもの。</p> <p>緊急の工事の場合には、通常1者との随意契約としている。</p>
<p>この共同調理場の建築業者が本件業者であったということではないのか。</p>	<p>そうではない。</p>
<p>意見として、緊急であったということは理解できるが、複数見積りを取ったほうが説明責任を果たせると思う。</p> <p>また、緊急の考え方だが、雨漏りの場合、具体的にどの時点でどのような状況であったのかを説明した上で、随意契約とするのが望ましいと思う。</p>	
<p>随意契約の理由は緊急というだけか。</p>	<p>そのとおり。</p>
<p>見積り依頼から見積り合せまで何日あったのか。その日数によっては、他の業者にも見積り依頼ができたのではないか。</p>	<p>緊急の度合いを計りながら、今後検討したい。</p>
<p>・審議</p>	
<p>繰り返しになるが、随意契約の緊急性や特殊性をどう説明するかが問題である。先程の案件では、どれほど緊急なのかを説明する必要がある。また、複数見積りを取ったほうがよりよいと思う。</p> <p>同じく、資料にエレベータの部品交換の案件がある。以前にも同一メーカーの部品でないためなので随意契約としているということであった。</p>	

<p>その時も長期的な視点で、部品交換にするのか、新設するのかは耐用年数等を加味して判断しているとの回答であったが、今後も短期的に壊れたから部品だけを変えるというのではなく、長期的にみてどちらがコストパフォーマンスがよいのかを意識したものであってほしい。</p> <p>また、指名競争入札においても多くの辞退者が出ないような方法をとるなど、より公正性を説明できるような指名競争入札が望ましいと思った。</p>	
<p>指名競争入札において、事前に参加の意思があるかどうかを確認することはできないのか。</p> <p>指名業者の選定時に、事前に参加の意思を電話で確認できるのではないかとわかっていないが、審議事案では6者選定して4者が辞退しているのが気になる。うまく選定できないものか。</p> <p>電話では工事の仕様がわからないので、来庁して図面等を見てもらわないといけないことに気づいたが、事務が煩雑にならない範囲で、辞退者が出ないような取り組みをお願いしたい。</p>	<p>公募型指名競争入札という方法があるが、本市のシステム上すぐに対応するのは困難である。また、公募型指名競争入札は条件付一般競争入札と同じような側面を持っている。それなら条件付一般競争入札の方が時間もかからないので、本市では取り入れていない。</p> <p>事前に電話で確認することがよいかどうかは、何とも言えないが、指名の辞退は課題だと認識しているので、今後とも検討していきたい。</p>